

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年六月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第一〇三号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成三十年六月八日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県坂戸市関間四丁目百十一番一の一部、百十一番一の先、百十四番一の先及び百十四番二の先</p> <p>埼玉県坂戸市関間四丁目百十七番五、百九番十六の一部、百九番十七の一部、百十六番一の一部、百十七番二の一部、百十七番四の一部、百十七番六の一部、百十七番七の一部、百十七番十二の一部、百十六番一の先及び百一七番二の先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>六十二・一七</p> <p>五十五・六五</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>四・五</p> <p>六・〇</p>